

おはようございます。
たたかいいの秋。

止めましょう!
テロも戦争も

日本共産党北区議会議員

さがら としこ

区政レポート

日本共産党議員団

2015.10.20.NO.1352.

ご相談はお気軽に

TEL とも **3905-0970**

さがらとしこ事務所

赤羽北3-23-17

(バス停「赤羽北3丁目」、メガシティ近く)



**辺野古新基地は許さない。
翁長知事が承認取り消しへ**

①13日、おながたけ沖縄県知事が、
埋め立て承認を取り消したと発表。
②戦争への道ストップへ、沖縄と連帯!!

向題だらけのマイナンバーですが...

①10月5日にスタートしましたが、「番号通知カード」送付は10月末ごろからになりそうです。そして、来年4月から「個人番号カード(マイナンバーカード)」の交付がはじまります。(初回は無料、再発行800円)

②日本共産党北区議員団は、125万件にものぼる年金情報流出事件を受けて、あらためて北区でのセキュリティを総点検する上でも実施中止を国に求めるよう要求しましたが、区は受け入れませんでした。

③実施のための諸経費も人件費も、北区だけ15億円のもち出し、各事業者の方々も負担増となっています。

④その上、お手盛り利権の温床となりかねない事件発覚。

「立憲主義」って、何をしようか。

りっけんしゅぎ

①最近、とても大きな話題になっていますが、

憲法で国家権力を縛るという考え方。



④今号の裏面に、
園田作憲法小川の文面をのせてあります。

⑤つまり、国民の自由や権利を守るために、國がやるべきこと、やってはいけないことを、憲法にあらかじめ定めておくことで、國家権力の暴走を防ぎます。ですから、憲法第10章では、憲法に反する法律などは「その効力を有しない」(98条、1項)と、大臣や国会議員らに、「憲法を尊重し、守ること」(99条)を課しています。

戦争法廃止・立憲主義回復へ

最賃アップは正義

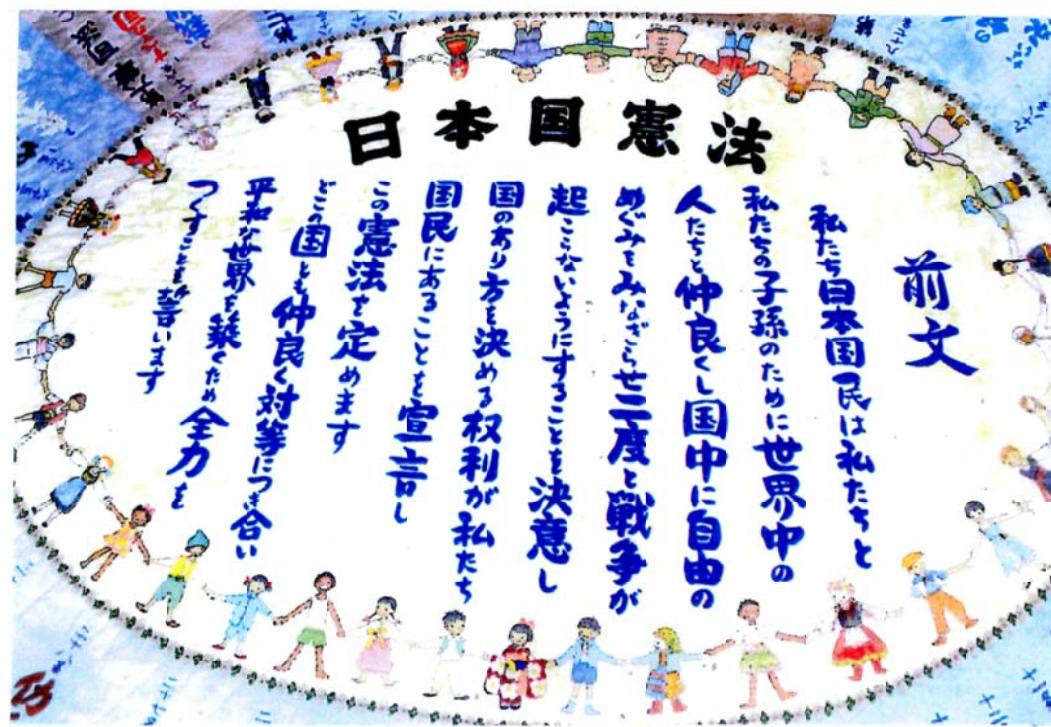
東京・新宿 若者らがデモ



①10月19日、
戦争法に反対して
いた諸団体と、日本共産党、民
主、社民、維新、
生活院の5野党が、国会内意見
交換会をおこないました。そこ
で、今後、定期開催を確認。

諸団体と5野党

前文



日本国憲法

私たち日本国民は私たちと

私たちの子孫のために世界中の

人たちと仲良くし國中に自由の

想ふてみなが二度と戦争が

起らざりうることを決意し

國のあり方を決める権利が私たち

國民にあることを宣言し

この憲法を定めます

この國と仲良く対等につき合ひ

平等を尊ぶ業をたゞ全力を

尽すことを誓います

日本国憲法

前文

二〇一五年 園 サトル 作

「憲法キルト」より

私たち曰本国民は私たちと

私たちの子孫のために世界中の

人たちと仲良くし國中に自由の

めぐみをみなぎらせ 二度と戦争が

起らざるようによることを決意し

國のあり方を決める権利が私たち

國民にあることを宣言し

この憲法を定めます

この國とも仲良く対等につき合い

平和な世界を築くため全力を



- 第一章 天皇（一條～八条）
- 第一條 天皇は日本國の象徴
- 第二章 戰争の放棄（九条）
- 四条 天皇は政治に關与しない（軍事行為のみ行う）
- 九条 国どつしのもめごとの解決に武力は決して使わない
- 二、どんな武器も軍隊も持たない
- 第三章 権利と義務（十条～四十条）
- 十一条 基本人權（生まれたたまひ）は永久の權利
- 十二条 自由と権利は努力して守るもの
- 十三条 国民は個人として尊重されしあわせになる権利がある
- 十四条 すべての国民は法のもとに平等だれも奴隸的苦役を受けない
- 十五条 思想・良心の自由を侵してはならない
- 十六条 信教は自由・國の宗教活動は禁止
- 十七条 集会・結社表現は自由・檢閱は禁止
- 十八条 居住・移住・職業の選択は自由
- 十九条 学問の自由は保障する
- 二十条 結婚は男女の合意による・夫婦は同権
- 二十一条 健康で文化的に暮らす権利は國が保障する
- 二十二条 教育を受ける権利と受ける義務がある
- 二十三条 義務教育は無償とする
- 二十四条 すべて国民は働く権利と義務がある
- 二十五条 働くたばは団結し団体交渉・団体行動をする権利がある
- 二十六条 國民は納税の義務を負う
- 二十七条 公務員による拷問・残酷な刑罰は絶対禁止
- 二十八条 だれも自分に不利益な供述を強要されない
- 二十九条 法律をつくるところ
- 第三章 衆議院と參議院から成る兩院の議員は國民が選ぶ
- 五十二条 兩議院の会議は公開とする

* 第五章以降は、次回お届けします。